

平成19年11月9日  
農 林 水 産 省

## 平成19年10月4日及び5日に混入を確認したアメリカ産うるち精米の異物について

平成19年10月4日及び5日にアメリカ産うるち精米に混入を確認した「カビ状異物」(10月10日公表)について、分析、分離・同定を行った結果、アフラトキシンは検出しなかったが、シトレオビリジンを生産する可能性のあるカビ(ペニシリウム・シトレオニグラム)を同定したため、検査を実施した。

同一本船により輸入された米穀(8,728トン)の移動を凍結してきたが、当該米穀についてカビの発生の有無を検査したところ、カビの菌体は認められなかった。

このため、当該米穀については、本日付けをもって移動の凍結を解除した。

なお、移動の凍結の解除を行った米穀の使用に当たっては、今後ともカビの混入の有無について確認し、異常のないもののみを使用することとしている。

また、10月4日及び5日に異物の混入を確認した10袋(30kg入り樹脂袋)については、事故品として扱い、非食用向けに使用することとしている。

お問い合わせ先	
総合食料局食糧部消費流通課	
代表	03 - 3502 - 8111
1.内線	4236
直通	03 - 6744 - 2079
担当	飯野
2.内線	4230
直通	03 - 6744 - 2076
担当	石野、光野